

岐阜県公報

第 四 十 三 号
令 和 元 年 十 月 一 日
(火曜日)

目 次

規 則

岐阜県メディカルコントロール協議会規則の一部を改正する規則

(消 防 課) 二五九ページ

告 示

道路の供用開始

(道路維持課) 二五九

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

(選挙管理委員会) 二六〇

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定

(同) 二六一

施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称の変更

(同) 二六一

公 示

准看護師試験の実施

(医療福祉連携推進課) 二六二

土地改良事業の工事の完了

(農地整備課) 二六四

公共測量の実施

(用地課) 二六四

落札者等に関する公示

(郡上高等学校) 二六五

規 則

岐阜県メディカルコントロール協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十六号

岐阜県メディカルコントロール協議会規則の一部を改正する規則

岐阜県メディカルコントロール協議会規則(平成二十五年岐阜県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十五人」を「三十人」に改め、同条第二項中「の各号」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日)
一般国道	四百十八号	山県市葛原字上之馬場四六八 九番三地从先から		三〇〇	令和元・一〇・一	平成二〇・一・一
		同 市同 字同 〇番二地先まで				

岐阜県告示第二百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日)
県道	牧ヶ原線	不破郡関ヶ原町大字今須字ト メキ平二二〇二番三地从先から		四六七	令和元・一〇・一	平成三〇・一・一
		同 郡同 町大字同 字上 野田二二五番一地从先まで				

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和元年十月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 令和元年9月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,675,126人
- 2 総数の50分の1の数 33,503人
- 3 総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 309,391人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	338,500	112,834
大垣市	147,276	49,092

高山市	74,877	24,959
多治見市	92,975	30,992
関市・美濃市	90,190	30,064
中津川市	65,093	21,698
瑞浪市	31,269	10,423
羽島市	55,659	18,553
恵那市	42,076	14,026
美濃加茂市	42,464	14,155
士岐市	48,340	16,114
各務原市	121,209	40,403
可児市	94,694	31,565
山県市	22,904	7,635
瑞穂市	42,575	14,192
飛騨市	20,626	6,876
本巣市	42,758	14,253
郡上市	35,080	11,694
下呂市	27,435	9,145
海津市	29,248	9,750
羽島郡	39,068	13,023
養老郡	24,322	8,108
不破郡	28,363	9,455

安八郡	19,930	6,644
揖斐郡	56,560	18,854
加茂郡	41,635	13,879

岐阜県選挙管理委員会第二十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定した。

GPV への血圧計の設置。

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

名 称	所 在 地
医療法人岐阜勤労者医療協会 住宅型有料老人ホームすこやか	岐阜市北山1丁目16番13号

岐阜県選挙管理委員会第二十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更の届出があったGPV への血圧計の設置。

令和元年十月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

名称の変更

変 更 後	変 更 前
社会福祉法人滋賀会 特別養護老人ホーム根尾川カークン	介護老人保健施設根尾川カークン

公 示

准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十九号）第十八条の規定により、令和元年度岐阜県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和元年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日時

令和二年二月十三日（木）午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

瑞穂市穂積一八五一 朝日大学

三 試験科目

- 人体の仕組みと働き
- 食生活と栄養
- 薬物と看護
- 疾病の成り立ち
- 感染と予防
- 看護と倫理
- 患者の心理
- 保健医療福祉の仕組み
- 看護と法律
- 基礎看護
- 成人看護

老年看護
母子看護
精神看護
受験資格

四 次のいずれかに該当する者

- 1 県内の文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修業した者（令和二年三月までに修業する見込みの者を含む。）
 - 2 県内の文部科学省令・厚生労働省令の定める基準に従い知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和二年三月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - 3 県内の文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和二年三月までに修業する見込みの者を含む。）
 - 4 県内の知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和二年三月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - 5 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が3又は4に掲げる者と同等的以上の知識及び技能を有すると認められたもののうち、准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定しているもの
 - 6 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、5に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認められたもの
この場合において、岐阜県准看護師試験受験資格認定の手續及び審査方法については、別に定めるところによる。
 - 7 県外の1から4までに該当する学校等を卒業し、若しくは修業した者又は卒業若しくは修業見込みの者で、准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定しているもの
- 五 受験手續
- 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
- 1 受験願書（県所定のもの）
 - 2 受験資格証明書
- (一) 四の1から4までに該当する者が提出する書類
- 学校又は養成所の修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、令和二年三月二日（月）午後五時まで（必着）に修業証明書又は卒業証明書（以下「卒業等証明書」という。）を提出すること。

また、令和二年三月二日（月）以降に修業し、又は卒業する見込みの者については、右記提出期限までに修業し、又は卒業することができると判定されたことを証する書面を提出するとともに、修業又は卒業後速やかに卒業等証明書を提出すること。

なお、令和二年三月二日（月）午後五時までに提出を求めている右記書面の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

(二) 四の5に該当する者が提出する書類

外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証明する書面、看護師国家試験受験資格の認定書及び准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定していることを証明する書類（様式任意）を提出すること。

(三) 四の6に該当する者が提出する書類

知事が交付した准看護師試験の受験資格の認定書を提出すること。

(四) 四の7に該当する者が提出する書類

(1) 学校又は養成所の修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、令和二年三月二日（月）午後五時まで（必着）に卒業等証明書を提出すること。

また、令和二年三月二日（月）以降に修業し、又は卒業する見込みの者については、右記提出期限までに修業し、又は卒業することができると判定されたことを証する書面を提出するとともに、修業又は卒業後速やかに卒業等証明書を提出すること。

なお、令和二年三月二日（月）午後五時までに提出を求めている右記書面の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

(2) 准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定していることを証明する書類（様式任意）を提出すること。

3 受験写真台紙（県所定のもの）

受験写真台紙は、出願前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦六センチメートル、横四センチメートル。裏面に学校名又は養成所名、氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付け、撮影年月日、学校名又は養成所名及び氏名を記載すること。

なお、提出に当たっては、次のいずれかの方法によりその写真が受験者本人であることの確認を受けること。

ア 修業（修業見込み）又は卒業（卒業見込み）の学校又は養成所等において、受験写真台紙の証明欄への公印の押印により証明を受けるとともに、写真に学校又は養成所等の割印を受けること。

イ 学校又は養成所等で公印の押印により証明が受けられない場合は、受験者本人が岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課に来庁し、写真の貼つてある身分証明書等（運転免許証、パスポート、又は写真付き住民基本台帳カードのいずれか）を受験願書提出時に提示し、受験者本人であることの確認を受けること。

4 准看護師試験入力通知書（県所定のもの）

5 受験票交付用封筒

角形二号（A4サイズ）のもので、表面に郵便番号、宛先及び書留の表示を記載し、書留郵便料金に相当する郵便切手を同封すること。

六 受験手数料

受験手数料は、六千九百円とし、この額に相当する岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。この場合、収入証紙は消印しないこと。

七 受験に関する書類等の受付期間及び受付場所

受験に関する書類等は、令和元年十二月二日（月）から同月九日（月）までの間に岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課へ提出すること。

受験に関する書類等を直接持参する場合の受付時間は、右記期間中毎日午前九時から午後五時までとする。

また、受験に関する書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、令和元年十二月九日（月）までの消印のあるもの限り受け付ける（宛先 〒五〇〇 八五七〇（県庁専用郵便番号のため住所不要）岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課）。

八 受験票の交付

受験票は、令和二年一月二十日（月）から同月二十二日（水）までの間に郵送により交付する。

九 合格発表

試験の合格者は、令和二年三月九日（月）午前十時に岐阜県庁前の掲示板及び県のホームページに受験番号を掲示して発表するとともに、合格証書を郵送する。

ホームページアドレス

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/iryo/kakushu-iryo/11230/shiken-anna.html>

ただし、令和二年三月九日（月）午前十時までに卒業等証明書の提出がなされてい

ない者については、卒業等証明書を受領した後に合格証書を郵送する。
なお、電話による可否の問合せは、一切受け付けない。

十 試験結果の提供

令和元年度岐阜県准看護師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供する。

1 提供する試験結果

令和元年度岐阜県准看護師試験の総合得点

2 提供期間

可否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階。電話〇五八 二七二 一一一 内線三二九六）及び県の各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。）の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要となる。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十一 受験に関する手続等の問合せ

受験に関する手続等の問合せは、原則として電話で受け付ける。岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課（電話 〇五八 二七二 一一一 内線二五三七）に問い合わせること。

十二 受験に伴う配慮

何らかの疾病や障がい有する者で、受験に際して配慮を希望する者は、令和元年十二月九日（月）の出願期限までに、岐阜県准看護師試験の受験に伴う配慮事項申請書（県所定のもの）を用いて申し出ること。申し出た者については、受験の際にその疾病や障がいの状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

十三 その他

1 受験願書、添付書類、写真等に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の経過措置により在留カードとみなされる登録

証明書を含む。）、特別永住者証明書又は住民票）に記載されている文字を使用すること。

2 准看護師試験入力通知書の記入に当たっては、試験事務コンピュータ処理の適正化を図るため、「准看護師試験入力通知書記入要領」により正確に記入すること。

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和元年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名		工事完了年月日
	宮川右岸用水地区	上野平用水地区	
かんがい排水事業 （保全合理化型）	四ヶ村用水地区	上野平用水地区	平成三一・一・三一
	宮川右岸用水地区	上野平用水地区	平成三一・二・八
			平成三一・三・二〇

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業期間

令和元年十月一日から

令和二年二月二十八日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡輪之内町及び安八郡安八町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により瑞浪市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

瑞浪市

二 作業種類

公共測量（数値地図修正）

三 作業期間

令和元年八月八日から

令和二年三月十三日まで

四 作業地域

瑞浪市

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

1 特定職務の名称及び数量 ポリ塩化ビニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政

令（平成7年政令第372号）第14条第1項第1号該当

4 契約の相手方を決定した日 令和元年8月19日

5 契約の相手方の住所及び氏名 福岡県北九州市若松区響町一丁目62番24

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

北九州PCB処理事業所長

石垣 晋代志

6 契約金額 34,267,772円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県立郡上高等学校

(2) 所在地 郡上市八幡町小野970番地

令和元年十月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社